

岐阜県行政書士会長 様

岐阜県県土整備部技術検査課長

「建設業許可申請・変更等の手引き」等の一部改正について（通知）

平素は建設行政について格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

別添国土交通省通知等を受け、下記のとおり本県における建設業許可事務に関する手引き等の改正を行いましたので、貴会の会員等に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正する手引き等

- 建設業許可申請・変更等の手引
- 岐阜県知事許可に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について

2 主な改正点

- 「建設業許可事務ガイドライン」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」の改正を受けて、以下について改正を行いました。
 - 常勤又は専任の要件にテレワークを追加
経營業務管理責任者、営業所専任技術者及び令第3条に規定する使用人に求められている「常勤」については、テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含むものとしました。
- その他文言の整理等の改正を行いました。

3 適用日

令和3年12月14日

所 属	技術検査課 建設業係		
係 長	高 橋	担当者	藤 原
電話番号	058-272-8504（直通）内線3648		
FAX番号	058-278-2734		